



市章

大津市公報

令和2年6月8日
号外(第46号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

86	大津市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
87	大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則.....	6

規 則

大津市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和2年6月8日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第86号

大津市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

大津市公設地方卸売市場条例施行規則(昭和63年規則第51号)の一部を次のように改正する。

目次中「の方法」を「に関する遵守事項」に、「第70条)」を「第69条)」に、「第3章の2」を「第4章」に、「第70条の2」を「第70条」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第88条」を「第87条」に、「付則」を「附則」に改める。

第3条を削り、第2条の2を第3条とする。

第12条を削る。

第11条中第3号及び第4号を削り、第2号を第3号とし、同条第1号中「又は第4号」を「、第4号又は第6号」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第12条とする。

条例第6条の2第3項第5号に該当することとなったとき。

第10条中「前60日から30日までの間」を「まで」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「き損」を「毀損」に改め、同条後段を削り、同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条中「様式第1号」を「様式第2号」に、「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第12条第1項」を「第12条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の4条を加える。

(卸売業務許可証の再交付)

第6条の2 卸売業者は、卸売業務許可証を紛失又は毀損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(卸売業務許可証の返還)

第6条の3 卸売業者は、その資格を失ったときは、速やかに卸売業務許可証を市長に返還しなければならない。
(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請)

第6条の4 条例第11条の3第1項の卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に譲渡人及び譲受人が連署して行わなければならない。

譲受人の所在地、商号及び代表者の氏名

取扱品目の部類

譲渡し及び譲受けの予定年月日

譲渡し及び譲受けの理由

2 第5条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

3 条例第11条の3第2項の卸売業者の合併の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に合併の当事者が連署して行わなければならない。

合併の相手方の所在地、商号及び代表者の氏名

取扱品目の部類

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の商号及び所在地
 合併の方法及び条件
 合併の予定年月日
 合併の理由

4 第5条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

5 条例第11条の3第2項の卸売業者の分割の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。この場合において、分割の当事者が2以上あるときは、当該申請書にそれらの者が連署しなければならない。

分割の当事者の所在地、商号及び代表者の氏名
 取扱品目の部類
 分割により卸売の業務を承継する法人の所在地、商号及び代表者の氏名
 分割の方法及び条件
 分割の予定年月日
 分割の理由

6 第5条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と読み替えるものとする。

7 市長は、事業の譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割の認可をしたときは、当該譲受人又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人に卸売業務許可証を交付する。

(事業報告書の添付書類)

第6条の5 条例第11条の5の事業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

貸借対照表
 損益計算書
 その他市長が必要と認める書類

第2章第1節中第6条の前に次の2条を加える。

(卸売の業務の許可の申請)

第5条 条例第6条の2第1項の卸売の業務の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

所在地
 商号
 代表者の氏名
 取扱品目の部類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

定款の写し
 登記事項証明書
 資格証明書及び印鑑証明書
 役員及び使用人名簿
 市区町村長の発行する役員の身分証明書
 事業計画書
 残高証明書
 法人市町村民税の納税証明書
 その他市長が必要と認める書類

(卸売業務許可証の交付)

第5条の2 市長は、卸売の業務の許可をしたときは、当該卸売業者に卸売業務許可証(様式第1号)を交付する。

第14条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第16条の見出しを「(仲卸業者章の交付)」に改め、同条第1項中「様式第4号)及び帽子」を「様式第5号)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「又は副仲卸業者章及び帽子」を削り、同項を同条第2項とする。

第17条及び第18条を次のように改める。

(仲卸業務許可証等の再交付)

第17条 第6条の2の規定は、仲卸業務許可証及び仲卸業者章の再交付について準用する。

(仲卸業務許可証等の返還)

第18条 第6条の3の規定は、仲卸業務許可証及び仲卸業者章の返還について準用する。

第19条の見出し中「事業」を「仲卸業者の事業」に改め、同条第2項後段中「第13条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第4項後段中「第13条第2項」を「同条第2項」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第5項中「許可」を「認可」に改め、同項第3号中「市場における」を削り、同条第6項後段中「第13条第2項」を「同条第2項」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第7項中「市場における」を削る。

第20条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「条例第18条第3項第5号に該当することとなった」に改め、同項各号を削る。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第24条第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び帽子」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第16条第3項、第17条及び第18条」を「第6条の3、第10条及び第16条第2項」に改め、同項を同条第2項とする。

第25条第2項中「前60日から30日までの間」を「まで」に改める。

第26条中「次の各号のいずれかに該当する」を「条例第24条第3項第1号又は第4号から第6号までのいずれかに該当することとなった」に改め、同条各号を削る。

第27条第1項中「第27条第1項第1号」を「第26条の2第1項第1号」に改め、同条第2項中「第27条第1項第2号」を「第26条の2第1項第2号」に改め、同条第3項を削る。

第29条第2項中「第18条」を「第6条の3」に改める。

第32条第2項後段中「第28条第2項」を「同条第2項」に改める。

第33条中「又は第2号」を「第2号、第5号又は第6号のいずれか」に改める。

「第3章 売買取引及び決済の方法」を「第3章 売買取引及び決済に関する遵守事項」に改める。

第35条を削る。

第36条第1項ただし書中「受託契約約款に」を削り、同条を第35条とする。

第37条を削り、第38条を第36条とし、第39条から第45条までを2条ずつ繰り上げ、第46条から第48条までを削る。

第48条の2第4号中「事業計画」を「その他市長が必要と認める書類」に改め、同条を第44条とする。

第49条第1項中「第37条第1項第1号」を「第37条第1項ただし書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をするものとする。

市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された生鮮食料品等が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後、残品を生じた場合

他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である生鮮食料品等を、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

その他市長が特に認める場合

第49条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条を第45条とする。

第50条を削る。

第51条の見出し中「卸売」を「保管場所の設置」に改め、同条第1項中「第38条第1項第2号」を「第38条第1項」に、「承認に係る申請」を「届出」に、「申請書」を「届出書」に改め、同項第2号中「種類」の次に「規模及び構造」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「申請」を「設置」に改め、同条を同項第3号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

位置図

施設の規模及び構造を記載した図書

その他市長が必要と認める書類

第51条第3項から第6項までを削り、同条を第46条とする。

第52条及び第53条を削り、第54条を第47条とする。

第55条第1項中「第43条第1項又は第2項」を「第39条第1項」に、「申請は卸売業者が行い」を「依頼は」に、「申請書を提出しなければ」を「確認依頼書により行わなければ」に改め、同条第2項ただし書中「条例第43条第2項の規定による異状の確認を行う場合であって、」を削り、同条を第48条とする。

第56条中「その許可に係る」を削り、同条を第49条とし、第57条を第50条とする。

第58条第1項中「又は売買参加者」を「その他の買受人」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「卸売の

終了後」を「市長が必要と認めるときは」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第51条とする。

第59条を第52条とし、同条の次に次の1条を加える。

(帳票の保存)

第53条 卸売業者は、販売原票、売渡票及び売買仕切書についてはその作成の日から起算して2年間、その控えを保存しなければならない。

第60条中「第44条第1項」を「第40条第1項」に、「又は売買参加者」を「その他の買受人」に改め、同条を第54条とする。

第61条第1項中「第44条第3項」を「第40条第3項」に、「又は売買参加者」を「その他の買受人」に改め、同条第2項中「第44条第4項」を「第40条第4項」に、「又は売買参加者」を「その他の買受人」に改め、同条を第55条とする。

第62条第1号中「第44条第3項」を「第40条第3項」に改め、同条第2号中「又は売買参加者」を「その他の買受人」に、「第44条第3項」を「第40条第3項」に改め、同条を第56条とする。

第63条第1項中「第45条第2項第1号」を「第41条第2項ただし書」に改め、「申請書により」の次に「年度ごとに」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

その他市長が特に認める場合

第63条第3項を削り、同条第4項中「第45条第4項」を「第41条第3項」に改め、同項第3号中「買入価格」を「買入れ価格」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第57条とする。

第64条第1項中「第46条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条第2項中「第46条第3項」を「第42条第3項」に改め、同条を第58条とする。

第65条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「第50条第3項」を「第48条第3項」に改め、同項を同条とし、同条を第59条とする。

第66条から第68条までを削る。

第69条第1項中「第57条ただし書」を「第53条ただし書」に改め、同条第2項中「第57条ただし書」を「第53条ただし書」に、「申請」を「依頼」に、「申請書」を「確認依頼書」に改め、同条第3項中「第57条ただし書」を「第53条ただし書」に改め、同条を第60条とし、同条の次に次の9条を加える。

第61条から第69条まで 削除

第70条を削る。

第83条を削り、第84条を第83条とし、第85条から第87条までを1条ずつ繰り上げる。

第88条第4号中「仲卸しの業務」を「卸売の業務、仲卸しの業務又は関連事業」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「仲卸業者」を「卸売業者又は仲卸業者」に改め、「譲受け」の次に「又は合併若しくは分割」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第8号を削り、第9号を第7号とし、同条第10号中「第47条」を「第43条」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第11号を第9号とし、第12号を削り、第13号を第10号とし、同条を第87条とする。

第6章を第7章とする。

第81条中「産業観光部公設地方卸売市場」を「産業観光部公設地方卸売市場管理課」に改める。

第5章を第6章とする。

第74条第1項第1号中「廃棄物」を「廃棄物等」に改め、同項第3号を削る。

第4章を第5章とする。

第70条の2第1項中「第58条の2」を「第58条」に改め、同条を第3章の2中第70条とする。

第3章の2を第4章とする。

「付 則」を「附 則」に改める。

別表第1中「第2条の2関係」を「第3条関係」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同表青果部の項中「青果部」の次に「及び水産物部」を加え、同表水産物部の項を削り、同表を別表第2とする。

様式第5号を削り、様式第4号を様式第5号とする。

様式第3号中「次の」を「下記の」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第1号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第2号とし、別表第2の次に次の1様式を加える。

様式第1号(第5条の2関係)

卸売業務許可証

所 在 地
商 号
代表者の氏名

大津市公設地方卸売市場において行う卸売の業務について、大津市公設地方卸売市場条例第6条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。

年 月 日

大津市長



記

- 1 取扱品目の部類 部
- 2 卸売業者番号 第 号

備考 地模様は市章とし、その色は薄青色とする。

様式第6号中「次の」を「下記の」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 削除

様式第9号中「次の」を「下記の」に改める。

様式第10号中「第55条関係」を「第48条関係」に、「第43条第1項又は第2項」を「第39条第1項」に改める。

様式第11号中「第69条関係」を「第60条関係」に、「第57条ただし書」を「第53条ただし書」に改める。

様式第14号中「第84条関係」を「第83条関係」に、「その職員」を「本市の職員(以下「職員」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(準備行為)

- 2 大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例(令和2年条例第39号)附則第4項の規定により同条例の施行前においても行うことができることとされる同条例による改正後の大津市公設地方卸売市場条例(昭和63年条例第18号)第37条第1項ただし書又は第41条ただし書の許可の申請及び許可は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の大津市公設地方卸売市場条例施行規則の例により行うものとする。

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月8日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第87号

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則(平成22年規則第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表仲卸売場の項、同条第1項第2号の表仲卸売場の項及び同条第1項第3号の表仲卸売場の項並びに同条第2項の表仲卸売場の項中「第45条第2項ただし書」を「第41条第2項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。